

医政第823号
平成30年12月4日

公益社団法人 熊本県医師会長
一般社団法人 熊本県歯科医師会長
公益社団法人 熊本県薬剤師会長
公益社団法人 熊本県看護協会会長
一般社団法人 熊本県臨床検査技師会長
一般社団法人 熊本全日病会長
熊本県公的病院長会長
全国自治体病院協議会熊本県支部長
一般社団法人 日本病院会熊本県支部長
一般社団法人 熊本県医療法人協会会長
公益社団法人 熊本県精神科協会会長

様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について

このことについて、厚生労働省医政局総務課長等から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

今般、医療法の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）の一部の規定が平成30年12月1日に施行され、改正後の医療法第15条の3の規定により、病院、診療所又は助産所が検体検査の業務を病院又は診療所（以下、「病院等」という。）に委託する場合は、委託先の病院等が改正後の医療法施行規則第9条の8第1項で定める基準を満たすことが求められます。

貴会におかれましては、別添通知について御了知いただくとともに、貴会会員への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、標記については、熊本県庁ホームページに掲載していますことを申し添えます。（http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_25820.html）

【問合せ先】

担当

医療政策課総務・医事班

岡田、引方

電話：096-333-2205（直通）

E-mail okada-k-w@pref.kumamoto.lg.jp